



連絡先	
-----	--

4 非常時運用人による運用の期間

5 無線設備の製造番号（特定無線局（電波法第 27 条の 2 第 2 号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

6 欠格事由に関する事項（電波法第 70 条の 8 第 1 項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第 70 条の 9 第 1 項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）

無線局の運用を行った者は、電波法第 5 条第 3 項各号のいずれにも該当しません。

登録局の運用を行った者は、電波法第 27 条の 23 第 2 項各号（第 2 号を除く。）のいずれにも該当しません。

7 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	